

第4期中期目標の期間の終了時の検討の結果及び講ずる措置の内容について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第30条第1項により、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「法人」という。）の第4期中期目標の期間の終了時の検討を行い、講ずる措置を次のとおり決定しましたので、同条第3項により公表します。

- 1 検討の結果：第4期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果及び評価委員会からの意見等から、引き続き地方独立行政法人の形態で業務を継続することが適当である。
- 2 講ずる措置：法人で実施すべき業務については、次期中期目標を策定し、法人に指示する。

《参考》

地方独立行政法人法（平成十五年七月十六日）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。